

大阪府地域福祉推進審議会 令和 4 年度第 1 回地域福祉支援計画推進分科会  
議事概要

日時：令和 5 年 3 月 2 9 日（水） 午前 1 0 時から正午まで

場所：国民會館大阪城ビル 大ホール

- 議題： 1. 第 4 期大阪府地域福祉支援計画〈中間見直し〉の令和 3 年度の取組状況及び中間見直しで記載した事項に関する最新の動向  
2. 第 5 期大阪府地域福祉支援計画について  
3. その他

【議題 1】

事務局説明

資料 1 「第 4 期大阪府地域福祉支援計画〈中間見直し〉の概要」

資料 2 「第 4 期大阪府地域福祉支援計画〈中間見直し〉の令和 3 年度取組状況」

資料 3 「中間見直しで記載した事項に関する令和 4 年度の取組状況について」

質問・意見

委員：

資料 1 の右図について、子どもをどう支援していくのがこの図には出てこない。子ども関係では、児童館、児童センターが多くのところで作られており、人権協会、人権協議会が相談や啓発を通して、サポート機能を担っている関係もここに位置づけがある。

もう一点、地区福祉委員会という位置づけがあるが、福祉委員会を町単位で設置をしていく方向性が必要。

会長：

（資料 1 の）セーフティネットの図は非常に重要な図で、地域レベルでの連携と相談支援体制と、サービス圏域（包括の圏域）に **CSW** を配置して、制度のはざまを解決していく仕組み。次回以降、包括的支援体制、重層的支援体制の中でどういうふう to 発展させて書いていくかが重要で、皆さんとこのことを共有したい。

それと「大阪モデル」だが、「庁内連携」と「民間の相談事業との連携」の二つの連携が非常に重要で、「大阪モデル」は、制度福祉が社会福祉法人に委託化されたところとの横断的な連携を示しているので、そこをどう解釈して次期計画に発展させていくかである。

【議題 2】

事務局説明

資料 4 「第 5 期大阪府地域福祉支援計画策定スケジュール（案）について」

資料 5 「社会福祉法の一部改正等による地域福祉支援計画への記載事項（整理表）」のうち、  
（2）第 4 期地域福祉支援計画対応状況（主な項目）まで

#### 会長講義

資料 6 「地域福祉と重層的支援体制整備事業の推進課題」について、会長より講義

#### 事務局説明

資料 5 「社会福祉法の一部改正等による地域福祉支援計画への記載事項（整理表）」（つづき）

資料 7 「第 5 期地域福祉支援計画について（構成案）を事務局から説明

#### 質問・意見

委員：

地域福祉計画を市町村が策定するということで、大阪府の支援計画との連携で心配な面として、長い計画年で計画を立てているところは、大阪府の支援計画との連携が十分できるのか懸念するところ。

第 5 期支援計画策定にあたっては、市町村との連携を一番、重要視していただきたい。

会長：

法改正を踏まえた計画になっているかが各自治体の地域福祉計画に問われるので、見直しも含めてどう  
いう提起にしていくのか、という意見であったと思う。

委員：

私どもの市では、第 4 期の地域福祉計画の中でオール交野のネットワークの構築に取り組んできた経緯がある。3 層構造になっており、1 層目が小学校区で地域の困り事を地域の中で考えようというもの。それらの地域の困りごとを集約するのが中間層で、ここは行政、社会福祉協議会、包括支援センターにプラスして地域貢献委員会、福祉サービス事業所連絡会が入って、地域課題の解決にどういふ施策があればできるかを検討している。そこで話し合った結果について、行政として政策化できるものについては、市の経営会議で政策化する 3 層構造のネットワークがある。そういうものがあつたので本市では、今年度（R3）重層の検討会を立ち上げて、大阪府や大阪府社会福祉協議会のアドバイスを受けながら、計 9 回ほど検討委員会をしてきた。令和 4 年 4 月から事業を実施するが、福祉サービス事業所の方は、本職で地域に出ていく中で、ひきこもりの方やヤングケアラーの状況になっている家庭を把握しているので、福祉サービス事業所の方も協力事業所として重層の中の相談支援機関の一つとして、またアウトリーチ支援の機関の一つとして取り組んでいこうとしている。

府内の市町村が今後、体制整備をすすめる際に行政だけの検討ではしんどい面や、行き詰まる面もあるかと思うので、私どもが支援をいただいたような形を引き続きお願いをしたい。

もう一つが、災害等の避難行動要支援者の個別避難計画を立てるに際して、地域の対象者の方にとって何が問題であるかをよく把握されているのが、ケアマネジャーであったりする。そういう方も一緒に入って、地域調整会議等を重ねることによって、計画を立てていくプロセスが大事になってくるので、地域と専門職との連携も必要になってくる。これも行政だけでは行き詰まる面があるかと思うので、関係者の連携が大事だということについて、地域、市町村への周知のご支援をお願いしたい。

会長：

行政、事業者、地域の三者の協働のプロセスを重視していくということと、地域ではケアの問題が非常に重要なので、どういう連携をしていくのかということの提起だったと思う。

委員：

一つ目、参考資料 2 を見ると、重層事業の実施状況に市町村格差があって、ここにかかなりの支えが必要だと思った。

二つ目が狭間の問題で、18 歳だけではなく、16 歳以降の支援が減る。高校に行っているといいが、通信であっても辞めてしまうとどこにも繋がらないのが狭間だと言われている。そこも注視が必要という感想を持った。それに関連して学校の理解で、スクールソーシャルワーカーだけではなく、学校の先生、校長先生にもどう理解いただくかと思う。子どもの分野でも大きな改革があるが、学校は全く知らないと聞いているし、スクールソーシャルワーカーも研修がないと分からないまま進んでいくので、いかに知っていただくかが大事だと感じた。ヤングケアラーの発見は、学校の先生が一番だと思うので、先生にいかに正しく理解していただくかが大事。

三つ目が子どもの権利に関してで、子どもの権利、意見表明が今回の法改正でも入ってきていて、そういったあたりとの絡みをどうするのかも、今後は考えていくところ。

最後に、行政職員が異動されると、委託先の現場が何でもやっていて、行政は投げれば何とかやってくれるだろうみたいなことになっている自治体をいくつか見ている、バランスが非常に悪いので、そうならない工夫が必要。

会長：

市町村格差という見えない格差が広がっていくことと、子どものことを包括的に述べていただいたが、包括的支援体制で一番効果を表す試金石が子どもの問題だと思っている。次世代を育てていくということもテーマになろうかと思うので、子ども分野と地域福祉の関係は整理をしていく必要があるかと思う。

委員：

民生委員の仕事は、やればやるほど多くなっていく。それと民生委員の現状については、高齢化と人材の確保。これまで 60 歳で定年になったら、ボランティアで民生委員や自治会長をやっていたが、今は、定

年延長、再雇用で、70 過ぎてまで働く方もおり、なかなか人材を得られない。働きながらボランティア活動ができるようなことが、できないかということも考えなければならぬと思っている。

それと地域格差、大きな地域と小さな地域の両方いけるような計画ができれば良い。

会長：

民生委員の活動しやすい環境づくりというのは、人づくりの中で非常に重視をして入れており、次の課題だとも思う。

この支援計画は一律に何かをするというわけではなくて、市町村の多様性を促進させつつでも、府下の共通基盤をいかに支援計画の中で提示をしていくのか、そういう視点での計画だと思う。

委員：

府もヤングケアラーを発見、そして仲間同士で支え合う居場所づくりに進んできたかと思うが、今後、個別案件になってくるので、専門家との繋がりも伝えていけるといい。ヤングケアラーにどう対応していくのかという支援を関係機関と進めていただければと感じた。

支援計画について、市町村へのサポートだけでなく、地域住民の人たちに、府もこれだけ考えてやっていることを知ってもらえると良いと思った。市町村は、市広報で周知しているが、大阪府もこの計画で取り組んでいるような福祉を地域の方々にアピールできると、地域住民の方々が、どう参加したら良いかや、こんなのがあればやってみようというものが出てくると思うので、府の取り組みを知ってもらう方法があればいい。

委員：

一つ目、隣保事業のこの五、六十年の総括と機能の拡大等を真剣に追求しなければならない。

二つ目、**CSW** が非常に強調されており、この公的機能が非常に重要になっている。

三つ目、こども支援の充実が非常に大切。**2015** 年に大阪府は子どもの関係の調査をし、さらに **2023** 年にも調査するわけで、ここから見えてくる非常に困難な女性の支援の問題とか、子ども支援の問題とか、何を取り入れるかというようなことも含めて大切かと感じている。

委員：

一つ目、当事者や家族、ボランティアが「諦めない、何とかしたい」という気持ちから、ボランティアや N P O の活動は生まれてきており、その方たちの実践や目線と行政の政策や制度、仕組みとの目線がうまく合わさっていかないと、生み出すことや改革は難しいと思った。これからの議論の中で、地域の中で感じているもの、必要なこと、それから生み出されているものと、この重層に向かつての必要な仕組みの視点が合っていくように、この支援計画の中に落とし込めていけるとよい。

二つ目、縦割りを超えるのは大変で、今日の目線合わせは委員の共通項にしていけたらいいと思うし、さらに行政の各部署の担当も、目線合わせにお付き合いいただいて、計画をつくっていくことが大事。福祉改革を大阪府は 5 期にやるのだということが、行政の各担当からもお聞かせいただくと足並みを揃えていける。

三つ目、縦割りを超えていくには人の力が必要で、横断していく、ブリッジしていく、つないでいくような目線が必要になってくる。府の職員、この計画を読んで動きだす市町村の職員、地域の方たちが書かれたことだけやったらいいのではなく、書かれてないことでも必要なことはやっていき、教育とか、農水とかいろんなところにブリッジして、問題を解決していく姿勢・考え方みたいなことも計画に書けるならば、新しいものができるのではないかと感じた。

会長：

最初の意見は、行政が地域づくりまで包括化して考えるときに、市民の自発性を資源化しないということで、対等な関係の中でむしろボランティアリズムを活性化させていくということが、地域福祉にとって一番の基盤なので大切な点をご指摘いただいた。

委員：

資料7のところ、具体的施策として挙げられていてセーフティネット、権利擁護、人づくり、福祉基盤と続くのですが、セーフティネットと権利擁護が支援される側、人づくりが支援する側と分かれているように、他の資料もそういうのが見えてしまうところが気になった。共助の面からも非常に大事で、ここを分断してしまうともったいない。

地縁だけでないテーマ型の居場所の促進も挙げておられるので、ヤングケアラーや子どもといった将来の担い手になる人たちは、一方的に支援するのではなく、その子たちを次の支援者として育てていく、高齢者も支援するのではなく、出来るところで支援する側に回ってもらい、障がい者も外国人も同じだと思うので、そこのところを少し広げていただけたら、さらに包括的支援に繋がるのではないかと考える。

最後に、ポストコロナとして福祉の面を広げていかれることは大変心強く思うが、この3年間で、高齢者、障がい者などが外に出ないというサイクルができてしまったので、そこをどう戻していくかはシステムでは難しいと思うので、その具体的なところをお聞かせ願いたい。

会長：

包括的支援というと支援者側の体制の論理のようになっていて、地域福祉は住民主体と当事者主体の主体形成支援というのが一番重要という指摘で、事務局にご検討いただければと思う。

委員：

日常生活自立支援事業（日事）の待機者ゼロを次回7月に議論するということが、日事の担当職員は待機者をなくそうと頑張っているのですが、どういことがなかなかゼロに繋がらないのかを分析していかないといけない。そう申すのも日事を受けられている方が、成年後見制度へと繋がっているのが一番多いと思っているが、職員が疲弊していたり、待機者を何とかしようということで成年後見制度への利用を結びつける考えに至らなかったり、そこまでのこともできないようになっていたら、利用促進計画のこともあるのもったいないと思っている。

自治体間格差の話があったが、待機者ゼロを克服しているところの良い事例とかを自治体の中で共有で

きたら良い。

横断的に福祉でここまでやっていることを存じてない教育関係の方もおり、福祉だけじゃなく庁内全部が同じ方向を向いていかないと全然前に進まない。

会長：

この計画のセーフティネットの拡充を総合相談と読み替えると、権利擁護とこの二つを連関させることが課題になると思う。各自治体の地域福祉計画でもバラバラで、なおかつ成年後見と日事の関係は重要で、事務局も悩んでいるところなので皆さんと一緒に議論をしたい。

委員：

いろんな事業を大阪府と一緒に取り組んでいるが、市町村格差を感じることもあるのでそこをお願いしておきたい。

委員：

1点目、包括的支援体制整備あるいは重層的支援体制は福祉改革、さらに言うと行政改革という視点も大事なので、庁内だけでなく民間の事業者、相談機関、みんなの意識改革、これを丁寧にすることが大事だと思った。

私が地域福祉計画に関わっている自治体で、重層への準備期間として、庁内での連携会議を月1回しており、福祉分野以外の幅広い分野がだんだんと集まってきている。集まってくださって言ったらみんな抵抗するけれど、やっていく中でどの部署も自分のところだけでは解決できないことを抱えていることを共有していくようなプロセスが大事である。

2点目、障がい者分野を意識していく必要がある。どうしても高齢者や子ども中心になって、障がい者分野の記載がどこも少ないことが指摘されている。これは地域づくりにも繋がっていて、担い手づくりという意味ではなくて、地域の中で排除しない、インクルーシブな地域づくりをしていくときに、障がい当事者の方がどれだけ参加していくのがすごく大事になる。

3点目、教育との連携のところを府レベルでしっかりと上げていただくと市町村単位でも進みやすい。連携の図を書くときに、教育委員会はなかなか書きにくいと聞くので、府の計画としてしっかり打ち出すのはとても大事である。

## まとめ

会長：

- 私も障がい福祉が横断化する基盤だと思っていて、今日出した図もそうなっている。障がい福祉と地域福祉の関係は重要で、本当の意味の自立、本人が立ち上がっていく権利擁護支援の根幹というのはそこにあるので、地域福祉にとって非常に重要な側面と改めて思った。
- 予防的という意味では、子ども期が非常に重要になってきて、皆さんこそって教育との問題をおっしゃっ

たが、ここをどういふうにこだわっていくのか。

- もう一つ、今日の意見にはなかったが、居住支援と就労支援の問題は非常に大きいと思っている。
- 大枠として、この官民協働の中の行政が改革として包括化を進めると言ったが、住民活動が資源化されるのではなくて、むしろもっと民間性を出していく、住民の自立性を出していくのが地域福祉計画上の包括化である。
- 住民活動で、もう一つ付け加えると、災害の支援も含めた見守りのレベルになると小学校区では広すぎて、自治会域レベルでの小地域化していく一方で、生活課題の広がりから自治体を超えてテーマ型で集まる住民活動と 2 極化されている。

より小地域化とより広域化みたいなことで、市町村を越えていく課題を大阪府の課題として、まずはヤングケアラーのことを手がけようとか、大阪府もそういう気持ちで進めているので、この面も次期計画の中で考えていくことと思う。

今日非常に貴重なご意見を短時間の中でいただいたので、事務局も参考にさせていただきたい。